（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第二条　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号を次のように改める。

様式第15号（第14条、第59条関係）

（　　）落成検査申請書

種　　類		構造検査又は使用検査の刻印番号	
最高使用圧力	MPa	伝熱面積又は内容積	m^2・m^3
設置地			
設置届出年月日	年　　月　　日		
受検希望日	年　　月　　日		

年　　月　　日

申請者　氏　　名㊞

収　入 印　紙

労働基準監督署長殿

備考

1　表題の（　　）には、ボイラー又は第一種圧力容器のうち該当する文字を記入すること。

2　収入印紙は、申請者において消印しないこと。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第三条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の二の十二第一項、第一条の二の十三第一項、第十九条の二十四の二の十三第一項、第十九条の二十四の二十九第一項及び第十九条の二十四の四十四第一項中「、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）」を削る。

第二十四条第一項中「、本籍地」を削る。

第二十五条の十六第一項及び第六十五条第一項中「、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）」を削る。